

令和7年度第1回井川町個人情報保護審査会 会議次第

日 時 令和7年7月28日(月)

午後3時30分

場 所 秋田県市町村会館

1. 開 会

2. 事務局挨拶

3. 委員紹介

4. 議題

(1) 諮問事項の審議

・諮問第3号(本人確認書類としての住民票不添付による個人情報利用停止請求不承諾処分)について

5. その他

6. 閉 会

諮問第3号について

諮問の概要 (諮問第3号)	不服申立て事案についての諮問（個人情報保護審査会） (利用停止請求内容及び実施機関は異なるが、同一理由による請求不承諾処分により、まとめて諮問いたします。)
実施機関	井川町長、固定資産評価審査委員会
決定年月日	各弁明書の通り（利用停止請求不承諾処分）
決定の理由	本人確認書類（住民票の写し）が添付されていないため。
不服申立て年月日	各弁明書の通り
諮問年月日	令和7年4月28日
審査請求理由の概要	各弁明書の通り
弁明書の概要（井川町長） (他実施機関についても同内容です。)	本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。 本件処分に至る経緯は下記の通りである。 1. 審査請求人より個人情報開示請求書・利用停止請求書が郵送にて届き、請求内容に不備がないか確認を行った。 2. 個人情報保護法施行令上、郵送による請求の場合、住民票の写しが必要である旨を説明し、審査請求人に住民票の写しの提出を促す旨の補正書を送付。その後、補正を拒む旨の連絡があった。 3. 個人情報利用停止請求不承諾処分の通知を発出する。 4. 審査請求人により審査請求が提起される。 ○郵送による開示等請求の本人確認方法について 1. 本人確認書類として住民票の写しを求めていることについて 開示請求書を送付して開示請求する場合における本人確認手続について、個人情報の保護に関する法律施行令（以下、「法施行令」と表記。）第22条第2項には、開示請求人が「①開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証等を複写したもの」及び「②住民票の写しその他行政機関の長等が適当と認める書類」の2点を提出する必要がある旨が規定されている。 ②の提出書類について、当町では、個人情報保護委員会が示すガイドライン（個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関向け））に則り、原則として住民票の写しの提出を求めている。 ②の提出書類として審査請求人が提出している封筒の写しは、住民票の写しとの比較では、本人確認書類としての画一性、確認作業の負担、信用性等に差がある。また、住民票の写しを取得することは一般的には容易であることから、当町では封筒の写しを「その他行政機関の長等が適当と認める書類」として提出することを原則認めていない。 なお、事務対応ガイドに則り、住民票の写しの提出ができないと認められる場合（災害による一時的転居、海外長期滞在等のやむを得ない理由により住民票の写しの取得が困難な場合。）には、封筒の写し等の住民票の写し以外の書類についても本人確認書類として認めることもあるが、当町で把握している限り、審査請求人は、災害による一時的転居や海外長期滞在等の「やむを得ない理由」により住民票の写しが送付できない状態とは認められない。 以上により、「事務対応ガイドにおいて、本人確認書類として提出する書類が原則

	として住民票の写しである旨が定められていること」、「本人確認作業の画一化という目的」、「請求人が住民票の写しを取得できない状況に置かれていないこと」を総合的に判断して、封筒の写しを「その他行政機関の長等が適当と認める書類」として認めなかったものである。 2. 住民票の写しの請求における本人確認方法との比較について 審査請求人は、住民票の写しの請求における本人確認方法を例として挙げているが、住民票の写しの請求と個人情報保護法に基づく開示等請求はそれぞれ制度も根拠法令も異なる。本人確認方法の規定や事務処理に関する通達等も異なる為、比較できるものではない。
反論書（井川町長宛）	「全部認容」を求める。 1) 「根拠法が異なる」に対し、 根拠法が異なっても、違法な事項は、当該法令においては勿論、他の法律においても定めることはできず、且つ整合性が確保されなければならない。 つまり、「個人情報保護」或いは「権利利益の侵害禁止」については、根拠法が異なるとしても、全ての法令及び条例等において共通事項である。 2) 「住民票写しの添付が原則」に対し、 〈本件関係法令〉 ㉞「個人情報保護法第 99 条」条文（略） ㉟「同法施行令第 22 条第 2 項」条文（略） ㊱「同令第 29 条」条文（略） これらの規定から、㉟の「同同条第 2 項第 2 号」規定の「その他…」については、本件審査請求の起因たる証拠書類として、「R06.10.18 付け保有個人情報利用停止請求書」に、「R06.09.20 付け井発第 3130 号～公文書開示決定通知書による『R06.07.16 付け保存簿冊借覧書～固定資産評価決定取消等請求事件』と、「申請者本人の免許証の写し」を添付の上、郵送提出している。 また、㊱の「利用停止請求に準用する」中、「準用」とは、適用ではなく、「修正を加えることができる又は場合がある」との意味であり、本件当該添付書類は、必ずしも添付する必要はなく、況してや、当該「(補正の求めによる) 住民票写し」は、本件利用停止請求の起因たる「違法又は不当な、申請者（本件審査請求人）本人の情報の取得、提供、目的外利用」は尚更である。 つまり、当該「同簿冊借覧書」による「申請者（本件審査請求人）本人と固定資産評価審査委員会との裁判に係る資料」（添付は省略する）は、貴庁が固定資産評価審査委員会から取得し、貴庁が税務会計課税務班へ提供し、これら三者各が目的外利用をしていること、且ついずれも申請者（本件審査請求人本人であり、原告及び控訴人である…）の同意を得ていないことは、紛れもない事実であり、これら違法行為に対し、申請者が経費を負担してまで、「住民票写し」を添付する必要はなく、そもそも、㉟の「第 2 項第 2 号」が「その他…」と定めているのは、これら事情又は事案等を想定した所以であると推認する（なお、同課同班による「固定資産評価に係る補助事務」は、「固定資産評価基準」により為すものであり、当該「採番に係る資料」は関係なく、違法な取得及び目的外利用である）。 以上から、当該「保有個人情報利用停止請求」に対する「同不停止決定処分（申請拒否処分）」は、「(申請者の) 添付書類の不備」のみを理由としているが、本件「弁明書副本」中に、当該「利用停止請求の対象となるか否かの弁明」がなく、申請者（審査請求人本人）にとって重要なのは、このことである。 つまり、申請者（本件審査請求人）本人の同意を得ず、同人の権利利益を侵害していることに変わりはなく、当該「同請求」の起因たるこれら行為は、「個人情報

	保護法第61条各項、第63条から64条まで、第69条第1項及び第2項ただし書」、並びに、勿論、当該添付書類に係る④の「同令同条第2項第2号」の各規定に違反し、「民法第709条（不法行為）」にも該当するものであり、本件「保有個人情報利用不停止決定処分（申請拒否処分）」は、全く以て失当であり、取り消されるべきが当然である。 なお、当該「同利用停止請求」に係る「本人確認書類」について、処分庁は、本人確認ができたから、「補正の求め」及び「同利用不停止決定通知書」を、申請者に対し、事前電話等による確認もなしに送付したものであり、そもそも本末転倒である旨、付け加える。
--	---